

「建築物石綿含有建材調査者資格取得支援事業」に係る事業実施者公募要項

1 目的

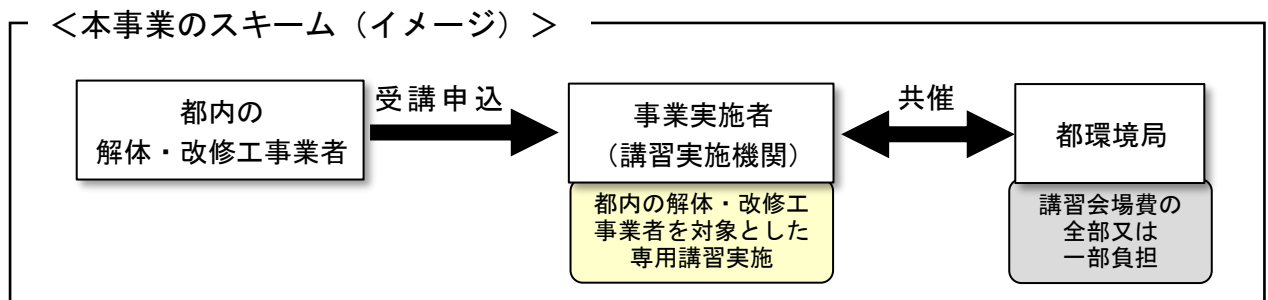
大気汚染防止法の改正に伴い、令和5年10月から、建物の解体や改修工事を行う際のアスベスト含有建材の有無の調査（以下「事前調査」という。）について、一般建築物石綿含有建材調査者（以下「一般建材調査者」という。）をはじめとした当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（以下「資格者等」という。）による実施が義務化されます。

都では、事前調査に必要な資格者等を確保するために、都内の工事業者を対象とした一般建材調査者に係る修了講習を開催する事業（以下「本事業」という。）を実施することとしています。

本要項は、都と共同で本事業を実施する事業実施者を募集するに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 事業の概要

事前調査に必要な資格者等を確保するため、都内の工事業者を対象とした資格取得講習会を事業実施者と共催し、工事業者の受講機会を創出すると共に、都が講習会場費を負担することで、資格取得費用の軽減を図り資格取得を支援します。



(1) 本事業の進め方

本事業の実施に当たっては、本事業を実施する事業実施者と都の間で、その実施内容、業務分担、費用負担等を規定する協定（以下「協定」という。）を締結します（表1参照）。

また、都の職員及び事業実施者（事業実施者が他の事業者に業務の一部を委託した場合における当該委託先の事業者を含む。）の従業員によって構成する定例的な会議の場を設け、本事業の進行管理を行います。

なお、事業実施者が、他の事業者に業務の一部を委託する場合にあっては、当該委託先の事業者の名称等、当該委託する業務の内容、当該委託に係る費用等について、事前に都の承認を得ることとします。

表1 主な業務分担（例）

都	事業実施者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に係る講習会場費の負担 ・ 本事業の普及啓発、広報 ・ 本事業に関する助言 ・ 本事業における災害時の取組等説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施体制の構築 ・ 本事業の講習会場の選定、調整 ・ 本事業における他の関与者との調整 ・ 本事業の実施及び結果の取りまとめ

(2) 本事業の実施期間

協定締結の日から令和6年3月18日まで

3 事業実施者の公募

都と共同で本事業を実施する事業実施者を次のとおり公募により募集します。

(1) 公募への参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者が、本公募に応募することができます。

ア 応募時点において建築物石綿含有建材調査者等登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）第5条に基づく厚生労働大臣による登録がされ、令和6年3月31日時点で登録（更新を含む。）期間内であること。

イ 登録規程第2条第2項に規定する一般建材調査者に係る修了講習に関し、令和5年3月31日時点で、都内において1回当たりの受講者の定員が100名以上（リモート会場によるものも含む。）とした修了講習を10回以上実施した実績を有すること。

ウ 次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者があるもの

(イ) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。）

(ウ) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

(エ) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(オ) 東京都の指名停止措置を受けているもの

(カ) 都税その他の租税を滞納しているもの

エ 国、地方自治体その他公共団体からアスベストに関する業務の委託を受けた又は一般建材調査者講習を地方自治体と共催等連携して実施した実績を有すること。

(2) 主な業務内容

本事業では、一般建材調査者に係る修了講習において、都が講習会場費の全部又は一部を負担するため、本事業における講習受講料については都の講習会場費負担額相当分を差し引いた料金水準に設定することとします。

また、所定の講習過程に加え、講習受講者を対象とした、都内の建築物における特徴や災害時の取組等についての都による説明等を実施する予定です。

さらに、講習1回当たりの受講者の定員を100名程度と設定した際に、20回程度の講習を開催し、うち講習会回数の半分以上を多摩地域で実施することとします。

なお、本公募に複数の応募する者（以下「応募者」という。）から応募があり、これらの応募者から取組を希望する講習の回数（1応募者当たり上限20回）を合算して20回を超える開催に係る応募があった場合は、応募者への意向確認を行った上で、都による抽選等により、各応募者の分担分の割り振りを行うことがあります。

（3）事業実施者の選定

4により応募者から提出された書類を基に、（1）に合致しているかどうか、本事業を実施可能かどうか等を確認し、1以上の事業実施者を選定します。

なお、応募者が20を超えた場合や、応募者から合計20回を超える開催分の応募があった場合は、各応募者への意向確認を行った上で、都による抽選等での選定や各応募者の分担分の割り振りを行うことがあります。

（4）公募に係るスケジュール

ア 公募期間

令和5年5月23日（火曜日）から令和5年5月31日（水曜日）まで（必着）

※ 持込みによる提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日をいう。）（以下「土日祝日」という。）を除き、午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとします。

※ 郵送による提出の場合は、公募期間中に必着するようにしてください。

イ 結果通知時期

令和5年6月上旬（予定）

4 応募手続等

（1）提出書類

応募者は、次の①から⑥までの書類のうち①及び②の書類について、各様式を参考に、日本語によりA4判で作成してください。

①及び②の書類作成後、A4判のファイルに綴じた上で、正副各1部（両面印刷）及び電子媒体1部（正本に添付）を都に提出してください。

また、添付書類として、③から⑥までの書類を各1部提出してください。

- ① 様式1 申請書 A4判（縦）
- ② 様式2 提案書 A4判（縦）
- ③ 法人の登記事項証明書（原本）
- ④ 定款又は寄附行為（写し）

⑤ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面（写し）

⑥ 印鑑証明書（原本）

様式は、次のホームページからダウンロードすることもできます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/shikaku-shien.html

(2) 提出方法

(3) の提出先へ持込み又は郵送により提出してください。

(3) 提出先

東京都環境局環境改善部大気保全課

「建築物石綿含有建材調査者資格取得支援事業」担当宛て

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 20階北側

5 提案された事業内容に関する確認等

(1) 応募者からの提出書類を基に、3(1)に合致しているかどうか、本事業を実施可能かどうか等を確認し、事業実施者を選定します。

(2) 都は、必要に応じて、応募者に対するヒアリング等を実施します。

(3) (1)の結果に関する問合せには応じません。

(4) 事業実施者の選定結果については、応募者全員に対して個別に通知します。

6 実施計画書の提出・協定の締結

5(4)の選定結果の通知により、事業実施者として決定した事業者は、当該通知を受けた後速やかに、本事業の実施計画書を作成し、都に提出し、協議することとします。その際、都から当該実施計画書の内容について助言等を行う場合があります。

都との協議が整い次第、都と事業実施者との間で協定を締結します。

7 事業成果物

(1) 事業成果物の提出

事業実施者は、本事業を完了した日から起算して10日を経過する日又は2(3)の実施期間の末日のいずれか早い日までに、本事業の実施結果を記載した書類（以下「事業成果物」という。）を都に提出することとします。

事業成果物を提出する際は、電子媒体1部（WordとPDFを収めたもの）及び印刷物1部を都に提出してください。

(2) 事業成果物の取扱い

事業成果物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、都に帰属します。

また、事業成果物は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公開する場合があります。

- ア 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）
- イ 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

8 事業費の支払等

(1) 事業費用

都は、本事業の実施に要する経費のうち別表に掲げる経費について、本事業の完了後に事業実施者に交付します。ただし、1,750 千円に修了講習の実施回数に乗じた金額を上限とします。

(2) 支払等

ア 支払時期

支払時期は、本事業の完了後とします。

イ 支払額の確定方法

本事業の完了後、7（1）により事業実施者から提出していただく事業成果物、支払を証する資料等に基づき、支払額を確定します。支払額は、協定で定めた金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の額の合計となります。

このため、支払額の確定に当たっては、本事業を完了した日から起算して 10 日を経過する日又は 2（2）の実施期間の末日のいずれか早い日までに、契約書（写し）、領収書（写し）等支払を証明できる書類等を都に提出してください。

9 その他

本事業の公募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

10 公募全般に関する問合せ先

本事業の公募に関するお問合せは、次の担当宛てに電話又はメールにてお願いします。なお、審査の経過等に関するお問合せには応じられません。

東京都環境局環境改善部大気保全課

「建築物石綿含有建材調査者資格取得支援事業」担当

電話番号（直通）：03-5388-3492

メールアドレス：S0000722 (at) section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at) を@に置き換えて御利用ください。

別表（8（1）関係）

種別	用途内容
賃借料	本事業の実施に必要な会場や会場で使用する備品の賃借に係る経費

ただし、次に掲げる経費については、都が交付する事業費用の対象としない。

- 一 人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費
- 二 本事業の実施に必要と認められない経費
- 三 領収書等により支払の事実が確認できないもの
- 四 本事業の実施期間外に使用した経費（協定を締結した日以前及び原則として令和6年3月18日以降に使用した経費）
- 五 既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されているもの